

## ネットワークによる要援護高齢者発見の主な事例について

### ①新聞販売業者

令和3年7月頃、「高齢者から集金しようとしたところ財布の場所がわからない様子で、電気も止まっているようである。」と新聞販売業者より地域包括支援センターに連絡があった。センターの職員が訪問し、水道が止まっていたり、転倒によるあざがあったり、食事あまり食べていない等の状況を把握。その後、定期的な安否確認に加え、訪問診療や訪問看護、配食サービスの利用まで至った。

### ②金融機関

令和3年6月頃、「キャッシュカードの暗証番号を忘れてしまい、何度も再発行を申し出る方がいる。包括で関わりがあるか。」と金融機関より地域包括支援センターに連絡があった。センターに以前の記録があり、要介護1の認定で担当ケアマネジャーがいることが判明。担当ケアマネに状況を伝えるとともに、状況確認をお願いした。

### ③配食サービス事業者（飲料を含む）

令和4年1月頃、「先日高齢者のお宅へ弁当を届けたところ本日もそのままの状態でおいてあった。電話連絡を試みるもつながらない。」と配食サービス事業者から高齢介護課へ連絡があった。高齢介護課より家族へ連絡し、本人は入院中であることの確認が取れた。情報提供者に対応内容を伝えるとともに、引き続き地域での見守り活動をしていただけるよう依頼した。

### ④民生委員

令和2年8月頃、「見守り対象者と連絡がつかず、自宅を訪問しても反応がない。雨戸が下りており、郵便受けには2日前からの新聞がたまっていて、エアコンが動いている様子もない。車があり出かけている様子もない。」と民生委員から市町村担当課に連絡があった。市町村担当課より警察に連絡して対応し、本人は事なきを得た。その後、本人は介護サービスを利用しながら自宅で生活し、民生委員の見守りは継続することとした。

### ⑤保険会社

令和3年11月頃、「夫婦ともに高齢で、妻が認知症の夫を介護しており、妻が介護疲れにより精神的にひっ迫した状況である。」と保険会社から地域包括支援センターに連絡があった。センターの職員が夫婦の自宅へ訪問し、夫の受診と介護保険の申請の手続きを支援した。その後、夫に介護保険の認定があり、利用するサービスについて検討することとした。

#### ⑥近隣住民

令和3年10月頃、「電気を止められ食事も十分に摂れず、困窮している高齢者がおり心配」と近隣住民から地域包括支援センターに連絡があった。センター職員が対象者を訪問すると、ライフライン（電気、水道、ガス）が全て止まっていたことから、緊急的に養護老人ホームでショートステイを実施することにした。その後、認知症などにより養護老人ホームでの生活に支障が生じたことから、特養でのショートステイに切り替え、市長申立てにより成年後見人を付けて対応した。

#### ⑦コンビニエンスストア

令和3年11月頃、「予約商品を注文しているが取りに来ず、連絡が取れない高齢者がいる」とコンビニエンスストアから地域包括支援センターに連絡があった。センター職員が訪問するが、玄関は開いているものの不在。警察に情報提供した。その後、前月保護した身元不明者と同一人物である可能性ありとのことで、関係機関での対応となった。

#### ⑧ガス会社

令和3年8月頃、「猛暑の中エアコンをつけておらず、窓も全て閉まっていた。また認知症の影響で誰が何をしに来たのか分かっていない状況で心配である。」とガス会社から市町村担当課に連絡があった。地域包括支援センターに安否確認を要請し、その後、無事に安否確認ができたと報告があり、地域包括支援センターが継続して関わっていくこととなった。

#### ⑨水道事業者

令和3年5月頃、「大きな声でモノや畑に話しかける等、会話が成立せず状態が心配」と水道事業者から市町村担当課に連絡があった。民生委員、地域包括支援センターに支援状況等の確認及び訪問依頼を実施し、センター職員が自宅を訪問した。本人には認知症の疑いが認められたため、家族と連絡を取って病院受診の調整を行い、家族及び民生委員の定期的な見守り訪問を実施することになった。